

## 公益社団法人等が設置する幼稚園において直接保育の用に供する 固定資産に係る固定資産税・都市計画税の非課税について

公益社団法人、公益財団法人、宗教法人又は社会福祉法人が設置する幼稚園において直接保育の用に供する固定資産（土地、家屋及び償却資産）に係る固定資産税・都市計画税は非課税となります（地方税法第348条2項9号、第702条の2第2項）。

必要書類を添付の上、神戸市固定資産税第1～3課（土地・家屋）又は固定資産税企画課（償却）へ申告してください。

### 1 非課税の要件

#### (1) 所有者

所有者に係る要件はありません。

ただし、固定資産を有料で借り受けた公益社団法人、公益財団法人、宗教法人又は社会福祉法人が設置する幼稚園は、非課税に当たりません。

#### (2) 使用者

公益社団法人、公益財団法人、宗教法人又は社会福祉法人

#### (3) 対象資産

幼稚園（認定こども園を除く）において、直接、保育の用に供する\*1固定資産であること。

\*1 「直接、保育の用に供する」とは、当該学舎において、教科目の学習その他学校の教育の目的とする教育活動が行われることを常態とすることをいう。

※ なお、個人等が設置する幼稚園は非課税の対象とならないが、市税条例による減免対象となる。

### 2 非課税申告に必要な提出書類（次の書類を提出してください）

チェック	提出書類	備考
<input type="checkbox"/>	固定資産税の非課税申告書	
<input type="checkbox"/>	公益社団法人等使用者を確認できる書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公益社団、財団法人の認定書の写し</li> <li>・法人登記事項証明（法務局）</li> </ul>
<input type="checkbox"/>	非課税の規定に該当する事実を証明する書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県の設置許可書の写</li> </ul>
<input type="checkbox"/>	非課税部分の地積・床面積が確認できるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登記簿謄本、地積測量図、建物平面図 等</li> </ul>

#### ※ 固定資産（土地、家屋または償却資産）の所有者と使用者が異なる場合に必要な書類

<input type="checkbox"/>	無料で貸与していることを証明する書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用貸借契約書の写 等</li> </ul>
--------------------------	--------------------	--

### 3 申告書等の提出期限及び提出先

事実発生の日から 30 日以内に、神戸市固定資産税第1～3課へ申告書及び必要書類をご提出ください（市税条例第35条の2第3項）。

※ 資産の使用実態を確認した上で、非課税の認定を行います。現地調査にご協力をお願いします。

#### 4 お問い合わせ先

○ 土地、家屋及び償却資産に係る非課税（固定資産税・都市計画税）について

問合せ先	郵便番号	所在地	電話番号
神戸市固定資産税 第1・2課（土地・家屋） 固定資産税企画課（償却）	〒653-0042	神戸市長田区二葉町 5丁目1番32号	078-647-9400 ※1

※1 お電話後、自動音声案内が流れます。物件所在の区に応じて担当部署にお繋ぎいたします。